県南民商ニュース

第507号
2026,09,1

発行　県南民主商工会
300-1502　取手市新川297
電話　0297-86-8896

食料品の消費税率を８％から１％

来年４月から２年間に限り・複数税率残す

高市内閣は食料品の税率を現在の8％から1％へ減税することを閣議決定。来年4月から2年間に限り減税し、3年目からは再び、元の8％税率に戻すとしています。

消費税率1％にしたことで、複数税率は残されるため、インボイス制度の根拠がそのまま維持されることにつながります。また、酒類や外食などは10％のまま据え置かれます。

消費税増税のためのカラクリをあの手この手を使って打ち出すやり方では、根本的な減税の手段にはなりません。

今必要なことは、一律に5％の消費税減税を実施することです。消費税は福祉の財源には使われませんでした。大企業の減税の穴埋めに使われることはもはや許されません。

令和9年1月から 税務署への源泉徴収票の提出が不要に

令和8年分の年末調整において、事業者がこれまで税務署に提出していた源泉徴収票の提出が不要となります。また、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の提出も不要です。

但し、市町村に「給与支払報告書」を提出した場合に限られます。また、地代・家賃など給与所得以外の支払報告書がある場合には、法定調書合計表の提出が必要です。

龍ケ崎市事業者等物価高騰対策支援金

9月30日が締切り

■ 対象者
　龍ケ崎市内に事業所を有する個人事業主、または法人
　5月31日以前に事業を開始

■ 対象外
　主たる事業が農業を営む事業者
　風俗営業や政治団体、宗教団体

■ 支給金額
　個人・3万円　法人・6万円
　1事業者1回限り

■ 手続き方法（添付書類）
　令和7年分所得税確定申告書第1表の写し　事業所の所在地が確認できる書類　本人が確認できる書類の写し　振込口座の確認ができる書類

わくわく交流会

県婦人部主催の第33回「わくわく交流会」左記の通り開催されます。県内の婦人部員同士が楽しく参加し交流できる企画を準備してお待ちしています。

ご家族での参加も大歓迎です。ぜひ多数お誘いあわせてご参加くださるよう民商婦人部では呼びかけております。

● 10月3・4日（土・日）
　12時半～翌日11時解散

● ホテル一望（筑波山）

● 分科会　そば打ち体験
　筑波山散策　山頂へ
　（ケーブルカー）
　茶話会

熊本地震災害支援募金にご協力をお願いいたします

無料法律相談会

■ 10月7日（水）
　午後2時~
■ 民商事務所　於
■ 法律事務所担当弁護士
■ 電話予約が必要です

生活道路の最高速度が 60キロから30キロへ

今月1日から生活道路といわれる中央線のない道路では、これまでの60キロ制限から30キロ制限へと引き下げられます。道路標識や道路標示がなくても、中央線のない生活道路では、時速30キロが法定速度となります。

無料法律相談会お知らせ

■ 10月7日（水）午後2時～
■ 民商事務所　於
■ 電話予約が必要です

民商共済会へ加入を

■ 会員・配偶者は無条件加入
■ 入院の免責期間は3カ月に
■ 入院給付は入院2日目から

労働保険・中建国保は民商へ

■ 労災保険や雇用保険に加入を
■ 中建国保は建設関係事業者加入
■ ひとり親方の労災保険も加入可